

令和3年8月27日付け監査委員告示第10号公表分

健康福祉部

子育て推進課（早出遅出パート賃金補助金）

監査の結果	<p>交付申請に必要な書類に係る関係法令等の条文整理について</p> <p>本補助金は、津市社会福祉法人の助成に関する条例を根拠法令としており、助成を受けようとするときは、同条例第3条第1号から第5号までの規定による書類を申請書に添えて提出しなければならないこととされている。しかしながら、これらの添付書類は、本補助金には必要ないものとして提出は求めず、補助金交付を行っていたため、本補助金交付事務の実情に即するよう、交付申請に必要な添付書類に係る関係法令等の条文整理をされたい。</p>
措置の内容	<p>令和4年度以降は、早出遅出パート賃金補助金を始めとして社会福祉法人に補助金を交付する場合においては、津市社会福祉法人の助成に関する条例の規定による書類の提出を求めている。</p>